

注

- (1) 聖聰 天子の聴聞、天子の耳。
- (2) 俯察 御了察。
- (3) 顛危 くつがえしてあぶなくすること。薩摩の侵攻をさす。
- (4) 鑑照 かんがみてらす。
- (5) 毛継祖 豊見城親方盛統。一五六〇—一六二二年。尚寧・尚豊王代の三司官。毛氏豊見城家の五世。尚寧が日本に連行される際に、馬良弼(名護良豊)らと留守役として琉球に残った。
- (6) 勅諭 『明実録』万曆四十年十一月乙巳の条参照。
- (7) 繕聚 つくろいたくわえる。
- (8) 照然 あきらかなさま。
- (9) 悖逆 もとり逆らう。
- (10) 会詳 会同(二緒)して詳文を呈すること。
- (11) 題知 具題して皇帝に知らせること(『吏文輯覧』)。
- (12) 餼廩 食糧を給すること。廩餼に同じ。
- (13) 守候 待ちうける。
- (14) 五虎遊 閩江河口周辺の海防のため万曆三十年に設けられ、把総一員が指揮した(『乾隆福州府志』卷二二、軍制)。

1-07-19

福建布政司より琉球国あて、十年の期満ちて進貢した方物の受領を知らせる咨(一六二三、七、一四)

福建等処承宣布政使司、藩を嗣ぎて執政し、勅諭を奉じて戒信すること十年、復た貢職を修めて以て忠款を効す事の為にす。

案照するに、先に琉球国中山王世子尚豊の咨を准くるに、王舅毛鳳儀・正議大夫蔡堅等を差わし、夷梢を率領し、表箋文並びに硫黄・馬匹を齎捧し前來して進貢せしむ、とあり。已經に官を差わして伴送し、及び方物を將て解進し、京に赴き批廻を取獲す。併びに序班孫齊賢を差わし送回して司に到れば、例に照らして宴待し安挿するの外、今、各夷の帰国に照らして合行に咨覆すべし。此の為に備由し移咨して前去す。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

天啓三年(一六二三)七月十四日

注

- (1) 尚豊の咨 布政司あての咨はないが、この時のものと思われる。按察司あての(一八一〇九)がある。
- (2) 批廻 (一〇七〇三)注(7)参照。

1-07-20

福建布政司より琉球国あて、天啓帝の即位と大婚の詔書を遣官して開読するむねの咨(一六二三、七、二六)

福建等処承宣布政使司、進貢の夷船の入港の事の為にす。

礼部の照会を承准するに、皇上の登極・大婚の詔書を頒発す。

司に到れば、転行して官を差わし琉球国に齎捧せしめよ、等の因

あり。これを承け、随いで經に両院に具詳して福州中衛指揮同知蕭崇基を差委し、齎捧して前來し開読せしむ。煩為わくは欽遵して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

計開 齎す詔書四道

右、琉球国に咨す

天啓三年（一六二三）七月二十六日

注（1） 皇上の登極・大婚の詔書 天啓帝の即位と皇后冊立の詔書。

万曆四十八年（一六二〇）七月万曆帝が死去し、泰昌帝が即位したが、在位一カ月で九月に死去したため、同月、天啓帝が即位した（一六二〇年は七月までが万曆四十八年、八月以降は泰昌元年）。皇后冊立は天啓元年（一六二一）四月（『明史』二二、熹宗本紀）。

（2） 具詳 詳は詳文。詳文を具えて（提出する）。

（3） 指揮同知 衛の次官。

（4） 詔書四道 そのうち、即位の詔（〇一三三）、大婚の詔（〇二〇六）の二通が『歴代宝案』に収録されている。（〇一三三二）の泰昌帝の登極の詔もここに含まれるか。

1-07-21

福建布政司より琉球国あて、慶賀・進香の方物の受領と、使臣への給賞を知らせる咨（一六二五、六、二二）

福建等处承宣布政使司、慶賀、進香の事の為にす。

案照するに、天啓四年（一六二四）十二月初一日、軍門都御史南（居益）の案験を奉ずるに、礼部の咨を准く。該本部題す。主客清吏司の案呈は、本部の送れるを奉ずるものなり。該琉球国中山王世子尚豊の咨に、王舅馬勝連等十二員名を差わし、表文を齎捧し、方物を管送して京に赴き、皇上の登極を慶賀し、又、使者英梓等五員名を差わし、神宗顯皇帝・光宗貞皇帝に香品を齎進せしむ、とあり。其の進到せる表文及び方物は、已經に本部、具題し進収して訖る。今に及びて該国の使者英梓等の官、定陵・慶陵に赴きて行礼するの外、所擬の差来せる員役は、存留の通伴の賞賜は近ごろ該本部議して題し減免するを除くの外、其の京に到れる王舅一員馬勝連、長史一員林国用、使者二員翁寿慶・英梓、通事一員蔡錦、人伴相連等十二名は例として應に給賞すべし。查得するに、該国の賞例は、凡そ差来の王舅に綵段四表裏・羅四匹・紗帽一頂・鍍金花帶一条・織金紵糸衣一套・靴襪各一双を賞す。長史・使者は毎員に綵段二表裏・折鈔の綿布二匹、通事は綵段一表裏・折鈔の綿布二匹、人伴は每名に折鈔の綿布二匹なり。附搭の土夏布二百匹は、官抽する一半は例として給価せざるを除き、其の抽して剩れる一半は毎匹に鈔五十貫を給し、鈔二百貫毎に闊生絹一匹と折与す。進過の方物は例として給賞せず。通査し案呈して部に到る。看得するに、琉球国中山王世子尚豊の差来せる王舅馬勝連等の賞賜の綵段の表裏・冠帶・衣服・絹布は既經に該司の査するに前例有れば、相應に題請すべし。合に命、本部に下る